

中小企業政策審議会 第18回議事録

中小企業庁事業環境部企画課

中小企業政策審議会

○蓮井課長 定刻より若干早うございますけれども、あとの委員は少し遅れられると聞いておりますので、ただいまより第18回「中小企業政策審議会」を開催いたします。

本日は、御多忙のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。司会進行を務めます中小企業庁企画課長の蓮井でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、松島副大臣、田中大臣政務官、磯崎大臣政務官に御出席をいただいております。初めに松島副大臣より、御挨拶いたします。

副大臣、よろしくお願いいたします。

○松島副大臣 副大臣の松島みどりでございます。これまでずっと、日商の会頭であった岡村会長にこの会をずっとリードをしていただきまして、本当にお疲れ様です。どうもありがとうございました。これで、着々といろんな小規模事業者の基本法についての基本的な政策の話を皆様で議論していただいたところでございます。

今、中小企業政策といたしまして、補正予算が大体固まってまいりまして、間もなく近いうちに発表できると思います。ものづくり補助金という、これは非常に好評な補助金でございますが、実を言いますと、参議院選挙、自民党の公約は、これを2倍にふやすという、とても野心的な公約があったのですけれども、2倍は無理でございますけれども、1.5倍以上の形にすることができそうでございます。

そして、また、中小企業と言え、ものづくりというふうな決めつけ方は、やはりおかしい。それで、今度はものづくり、商業、サービス、運送会社の方や、あるいは小売店の方が、飲食店の方が新しいことをチャレンジする、内装をがらっと変えたり、新しい事業に進出していく、そういうときの補助金も、これで手当しようという発想で範囲を広げて、補助金については、こういう姿勢で臨んでいる次第でございます。

さらに、たびたびお話ししているのですけれども、産業競争力強化法が先週国会で成立をいたしました、この中でもベンチャー支援の話、また、中小企業を含めた設備投資減税、画期的に、これまでの市場で最大の即時償却あるいは資本金の額によりますけれども、設備投資額の10%あるいは7%、一般企業の場合は5%ですけれども、税額控除という、本当に大規模な形で設備投資減税を行い、これは、大企業、中小企業をあわせてでございますけれども、設備投資の残高を大幅にふやす、35兆円まで現在の2倍にふやすということを近い目標として掲げている次第でございます。

最後に金融でございますが、私は、もともと中小企業政策というのは、基本は税制と金融だとずっと思って国会議員の仕事をしてまいりました。きょうは、金融課長、三浦さんもういらっしゃいますけれども、大いに頑張ってくださいまして、中小企業庁と金融庁が話し合いをして、といいますか、その実態のところでは東京商工

会議所が中心になりまして、全銀協と一緒に話し合いをして、既に新聞でも報じられていますとおり、個人保証、社長が事業に失敗したときに全て身ぐるみ剥がされる、言い方は悪いですが、住んでいた小さな家まで追い払われて、路頭に迷うということがない、サラリーマンと違って小規模企業のオーナーというのは全部根こそぎやられてしまう、そういうことがないように華美ではない小さな家は、子供に譲ることはもちろん認めませんが、本人が住んでいる限り、例えば68歳で仕事をやめて、全然お金を返せなくなったけれども、生涯において、そして、配偶者と子の2人が慎ましく生活する分には、そこで住んでいられるような、そして、手元にも破産で申告したときと同様以上の1年半、2年、それぐらいの生活費が手元に残るようにと、よほど悪いことをしていない限り、そういう形で事業をやってもリスクがない、もちろんリスクはとらなければいけないけれども、人生のリスクまで、首をくくるということまでないような、そういうような金融の体制にするということを、今、着実に最初の着地点に向かってやっているとこでございます。

皆様方におかれましては、来年の国会に出します小規模企業基本法、小規模事業と言ったほうがいいのか、小企業と言ったほうがいいのか、ちょっとわかりませんが、私も地元を歩いておりますと、5人以下の家内工業プラスアルファみたいなところが、それでもやっぱり雇用吸収力はあるし、きちんと地元で根を生やして、何十年、何世代かにわたって仕事をしているというところは多々見られます。

今まで、製造業300人以下を中小企業という、私なんかの地元から見ますと、大き過ぎる中小企業ばかり相手に政策というものはなされてきたような気がしまして、来年、皆様が基本をつくっていただきます小規模事業者の基本法を成立させることを楽しみにしております。

最後の詰めになりますけれども、最後までよろしく願いいたします。

○蓮井課長　ありがとうございます。続きまして、田中大臣政務官より御挨拶いたします。

○田中大臣政務官　経済産業大臣政務官の田中良生でございます。

岡村会長を初め、委員の皆様には、師走のお忙しい中、御出席賜りまして、本当に心から感謝を申し上げます。

今、アベノミクスの下に円高も是正されて、長引くデフレから、抜け出せそうな、そういう明るい希望、兆しも見え始めてまいりました。

しかし、一方において、やはり中小企業、小規模事業者、地域の声はまだまだ楽観できるようなものではありません。

そんな中、経産省といたしましては、本年2月より「”ちいさな企業”成長本部」ということで、全国を回って地域の事業者の皆様から生の声を伺っているところであります。

皆様からの声を聞いても、やはりこれからの中小企業政策、こういうものに対する再構築、これが必要だということを、今、改めて痛感しているところでございます。

また、支援機関でありますけれども、商工会議所、商工会あるいは信用金庫、税理士、こうした認定支援機関、この存在が大変重要なものだということも改めて感じております。その役割や、連携のあり方、人材育成、そうしたものに関しても是非委員の皆様から忌憚のない御意見をいただければと思います。

やはり、中小企業、小規模事業者というのは、地域の雇用あるいは地域経済を支える重要な存在であります。是非ともそういう事業者の皆様が活力を存分に取り戻して発揮していただけるような、そういう政策に結びつけていきたいと思います。それができて初めてアベノミクスは成功と言えるものだと思っておりますので、是非活発なる御意見をいただいて、来年の通常国会に提出される、小規模事業者に特化した基本法に結びつけていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○蓮井課長　ありがとうございます。続きまして、磯崎大臣政務官より御挨拶いたします。

政務官、よろしくお願いいたします。

○磯崎大臣政務官　今、御紹介を賜りました、経済大臣政務官の参議院議員の磯崎仁彦でございます。

きょうは、本当に師走のお忙しい中、委員の皆様方には、こうした形でお集まりをいただきまして、審議をしていただきますことを心から感謝を申し上げたいと思います。

私も9月30日に大臣政務官を拝命いたしまして、小委員会に3回出席をさせていただきました。

その中で、やはり小規模企業の抱える人材であるとか、事業承継であるとか、やはり小規模企業なりのいろんな悩みがあるということを痛感したところでございます。

また、やはり地域を支えているのは、中小・小規模企業ということでございますので、経済、生活を支えているというのは当然のことでございますし、また、地方の消防とか、あるいは祭りということで、本当に地域全体を支えているのも中小・小規模企業だろうと思っております。

そういった意味では、地方において、この小規模企業が元気になることが、私は日本全体が元気になることだと思っておりますので、ぜひとも委員の皆様方におかれましては、そういった観点も含めまして、どうすれば、この小規模企業が、これから活力を持って地域を支えていけるかということで御議論を賜ればと思ってお

ります。

よろしくお願いいたします。

○蓮井課長 ありがとうございます。討議に入ります前に、2点の確認をさせていただきたいと思います。

まず、審議会についてでございますけれども、原則として公開するという方針がございますので、こちらの審議会につきましては公開とさせていただきまして、資料及び議事録を公表させていただきますので、御承知置きいただければと存じます。

次に配付資料について確認をさせていただければと存じます。

資料は、お手元でございます配付資料一覧のとおりとなっております。不足している資料等ございましたら、お申し付けいただければと存じます。よろしゅうございますでしょうか。

また、本日の出席者につきましては、お手元でございます座席表のとおりとなっております。今般、御就任された阿部委員、それから三神委員がちょうどいらっしゃるというふうに伺っております。

それでは、以降の進行につきましては、岡村会長にお願いいたします。

では、会長、よろしくお願いいたします。

○岡村会長 岡村でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、資料3にありますとおり、本年の9月20日に茂木大臣から中小企業政策審議会に対しまして、小規模企業の振興を図るための政策のあり方について、審議会の意見を求めると、そういう旨の諮問がございました。

このことを受けまして、本審議会に新たに小規模企業基本政策小委員会を設置したわけでございます。

小規模企業基本政策小委員会、これまでの議論を踏まえまして、先月、論点整理の取りまとめを行いました。

本審議会では、事務局より論点整理の報告を受けるとともに、小規模企業の振興を図るための政策のあり方について、皆様の御議論を深めていただければと考えております。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

まず、事務局から資料4に基づきまして、小規模事業者政策の検討状況に関して御説明を受けた上で、皆様方から御意見をいただきたいと思いますと考えております。

それでは、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○北川長官 中小企業庁長官の北川と申します。

本日は、お忙しいところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、今、会長から御指示がございましたとおり、これまでの検討状況について御報告を申し上げたいと思います。

先ほど資料3で諮問の内容がございました。本日は、資料4、資料5－2の「参

考データ集」というものを用いて御説明申し上げます。

資料５－１は、これまでの小委員会における議論を詳細に書いてございますので、改めてお読みいただければと思います。

それでは、資料４の１ページをあけていただければと思います。

これまでの小委員会での検討として、まず、１ページ目に骨格を書いてございます。先の通常国会で御議論いただきました、中小企業政策の再構築の第一弾といたしまして、中小企業基本法を改正いたしまして、小規模企業の意義を明確に位置づけたところでございます。

今後、第二弾といたしまして、総合的・計画的な施策推進ということで基本法をつくっていききたいということでございまして、それが先ほどの資料３の諮問でございます。

９月２７日より小委員会を設置いたしまして、下に書いてございますように、これまで第４回まで論点整理を行ってきたと、こういうところでございます。委員は、右側に書いてございます何人かの委員には、兼任をお願いしているところでございます。

本題に入ります。次の３ページに進んでいただきたいと思います。

小規模事業者政策の基本的視点ということでございます。中小企業政策、戦後をずっと顧みますと、その箱の中にありますとおり、戦後復興から高度成長、そして、平成に入りましての転換期、そして、現在と、このような経緯を歩んできております。

現在、きめ細かな中小企業・小規模事業者の支援ということで、今般、中小企業基本法を改正いただいて、小規模企業に焦点を当てた施策を再構築すると、こういうことになってきたわけでございます。

ちなみに、下にございますが、中小企業基本法の先般の改正につきまして、まず、小規模企業の意義というものを新たに追加して、地域における意義、また②で、創造的な事業活動、そして、我が国の経済社会の意義と、こういうことを書いておるわけであります。

施策の方針といたしましては、３つほどあります。１つは、地域における多様な需要に応じた事業活動の活性化。

２つ目が、適切な支援を受けられるよう措置を講じていく。

また、小規模企業特有の経営の状況に応じて、必要な考慮を払った政策を行っていくと、こういうような大きな方向は、ここで掲げられているところであります。これを具体的に考えていこうということでございます。

恐れ入りますが、４ページにお進みいただきたいと思います。

ここで意義と事業の変化が書いております。いきなり文章で申し上げても、なかなかデータの裏づけがないとよろしくないのでは、恐れ入りますが、参考データ集を

ちょっとだけあけていただけますでしょうか。

参考データ集の2ページをあけていただきますと、これは皆さん、ごらんのとおりでありますけれども、小規模企業の数がございます。中小企業全体で420万、そのうち366万が小規模ということで、個人、法人それぞれこのような数であるということを述べておりまして、従業員数も900万人以上の方が従業されているということでもあります。

また、少し進んでいただきまして、5ページに進んでいただきたいと思います。

データ集の5ページに、小規模事業者をめぐる現状、幾つかございますけれども、5ページで申し上げているのは、数が減ってきているということでもあります。数自体も、約10年間で13%ぐらい全体で減ってきてい、従事者も同じように減ってきているということもございます。

これも、なぜ減ってきているのかということのをいろいろ考えておるわけですが、6ページを見ていただきますと、地域別の人口ということを見ていただきますと、6ページにございますとおり、大都市圏も減っておりますけれども、やはり地方圏も大きく減っていると、地域別GDPを見ていますと、やはり東京、名古屋はふえておりますが、それ以外は余り芳しくないということでもあります。

7ページ、8ページ、これはごらんのとおりでございますが、最近の私も小規模企業の盛衰は人口と大きく関係があるのではないかとずっと感じておりまして、人口がこのような状況で、これから増えていくのではないかとということでもあります。

また、9ページに行っていただきますと、このように人口動態の中で、小規模企業の担い手自体もだんだん高齢化していつているということでもあります。

一方で、10ページでございますけれども、GDPの成長と人口増加、これは何らかの関係があるのではないかと、余りはっきりはしておりませんが、下に書いてありますのは、人口と県民経済計算、県別のGDPでございます。

これを見ますと、何らかの関係はなくなるだろうと、こういうことを思っておりまして、これが全体に人口が減っていく中でどうなっていくのかと、その中で小規模企業はどうなるのだろうと、こういう問題意識であります。

11ページは、これからの人口推計ということでございますけれども、2000年から2010年の間は、大都市圏では増えるというふうに思っておったのですが、これから先を見ていると、全国的に大きく減っていくということでもあります。

12ページを見ていただきますと、これは、最近つくってみたグラフでありますけれども、都道府県別の開廃業率というものを示しております。ちなみに、12ページの左側を申し上げますと、平成7年が青いドットで、平成24年が赤いドットでございます。

このころは、開業率、廃業率ともに高い県と、ともに低い県と何となく正の相関があるような感じだったのでございますけれども、24年になりますと、それが意味、開

業率が低く、廃業率が高いようなところ等いろいろ分かれてきたという感じがしております。

ちなみに、12ページの右側が平成13年を青くして見たところ、次の13ページが、平成18年を青くして見たところでございます。

そうしますと、県別に、どの県がどうだということは、ちょっとここには詳細には述べておりませんが、それぞれ開業率、廃業率がどんなふうになっているのか、これは、恐らく人口動態あるいは経済実勢と関係があるのではないかと。その中で小規模事業者の位置づけをどう考えていけばいいかということを申し上げたいというところでございます。

一方、15ページ、傍証のような話になりますけれども、小規模事業者の地域的な意義ということでございますが、特に15ページの右側をごらんになっていただきますと、三大都市圏と、それ以外で従事する方の割合を見てみますと、三大都市圏は大企業が多いと、あと、三大都市圏以外は小規模事業の割合が多いと、こういうことであります。

それから、地域とのかかわりということを言いますと、16ページ、その下でございますけれども、小規模事業者の商品の販売地域、これが同一町村、同一県内ということで、商圈が比較的地域に密着してやっているのではないかとということを考えているわけでございます。

少しデータのことだけ先に申し上げますと、恐れ入りますが、30ページ、31ページをごらんになっていただきますと、小規模小委ではいろいろ議論になった中で、こういう小規模企業を議論する上で、先ほど申し上げましたが、地域に密着している方と、それから広域で頑張る方と、いろいろいらっしゃるだろうと、その中でいろいろ考え方をよく整理して、しかも、その事業の規模も個人、法人それぞれ組織化され、自分一人でやっているようなところから、あるいは総務、営業までいろいろ備えているところ、いろいろあるわけでございまして、それをどのように考えていくのかということ。

あるいは31ページでございまして、ライフサイクルということで、起業・創業されてから地域で持続的に頑張っていかれる方と、成長志向などいろいろいらっしゃる中で、ある一定の時期で、事業の承継あるいは廃業、そういったことを迎え、また起業する、こういったライフサイクルを考えながら政策を見ていけばいいのではないかと、このような御指摘をいただいているところでございます。

恐れ入りますが、先ほどのもとの資料の4ページに戻っていただきますと、今、申し上げたようなことを文章にしたものが、4ページでございまして、我が国にとっての小規模事業者の意義、現状ということであります。

我が国企業数の9割であるとか、あるいは国民生活上の意義、そして、また地域経済、地域社会の意義と、こういうことを申し述べた上で、小規模事業者を取り巻

く状況、これは先ほど申し上げたとおり減少しております、この背景には、さまざまなことが、日本経済の構造的なさまざまな要因があるであろうということ。そして、また、開業率の議論あるいは小規模でありながらも、IT技術を借りながら世界的に頑張っているところもある、さまざまな多様な状況にあるということを念頭に置いた上で、一番下の矢印になりますけれども、我が国の経済社会の中長期的な構造変化を踏まえた上で、地域における重要な経済主体である小規模な事業体を施策の中心に据えて、その意義と発展の方向を、長期的な視点から構成して、基本的な原則・方針を定めると、これが今回の御審議いただいている基本法の考え方の内容でございます。

次のページから少し補足がございます。5ページに行っていただきますと「小規模事業者施策の基本的な視点」ということでございます。

一番初めに書いてございますのは、市場で競争を行う主体、ビジネスですから当然そうなのですけれども、それであるのみならず、地域の活力・雇用・付加価値を支える主体と考えていくべきではないだろうか。あるいは、また、事業の継続が地域における人口動態あるいは経済状況に依存している側面は非常に強うございますので、地域全体の活力というのに支えられる面も持っているのではないか。

それから、特に小さい事業者におきましては、組織体制は整っていないけれども、みずからの知識、技術を活かして頑張っておられる方、こういう方もいらっしゃるというようなことを考えております。

そして、次の6ページ、7ページでございますけれども、具体的に何をしていくかということで、まず「小規模事業者がとるべき対応策」、そして、7ページには「中小企業支援機関がとるべき対応策」、そして「国の役割」と書いております。

まず、6ページの「小規模事業者がとるべき対応策」といたしまして、やはりビジネスですので、ビジネスモデルを再構築して、その内容としては、顔の見える信頼関係、これを積極的に活用して販路拡大、新製品開発、IT活用などを行っていったらいいかであろうかということ。

それから、地域の雇用を維持・創出するということであって、そのためには多様で新たな人材を活用すると、具体的には、若者・女性、それから、起業・創業、新陳代謝活性化、それから、事業の継続のための事業承継、第二創業、事業引継ぎというような体質も含めてでございますが、そういったことでございます。

それから、地域に支えられているわけですから、地域のブランド化・にぎわいをつくって行って、地域としての事業力、経済力の向上あるいは地域の魅力・競争力の向上ということを小規模事業者全体として行っていくべきではないかということ。

次に7ページでございますけれども、中小企業支援機関、これは、さまざまな支援機関にやっていただいているのですけれども、それがとるべき対応策ということ

で、やはり事業者の実態に応じたきめ細かな対応、先ほど申し上げた366万いらっしゃるわけですので、それぞれ課題も多様でございます。商工会、商工会議所、中央会、商店街振興組合等の、これまで引っ張ってきていただいた中小企業関係団体の役割、そして、また行政も含めたネットワークによりまして、高度な支援、自治体、認定支援機関、地域金融機関、教育・研究機関、さまざまな機関、そして、また中小企業基盤整備機構、こういった国の機関とも連携しながら、何ができるかということでもあります。

国の役割といたしましては、事業体の特徴に着目した、しっかりした着実かつ円滑な事業運営と、これをどういうふうに応援していくかと、一人親方・個人請負、家族的経営と、こういった事業形態もございます。その中で、規模が小さいゆえの固有の課題もございます。

また、成長されたいという方も、どうやって成長軌道に乗せていくのかという体制をどうするかということでもあります。

極めて多数の主体への有効な支援策をどのようにしていくのか。あるいは、よく御批判がございます施策が知られていない、わかりにくい、使いにくい、よく変わるといった批判へどうやって対応していくか。あるいは金融、税制と、中小企業政策の基本にありますところにつきましても、特有な課題にどう応えていくか。

それから、都道府県、市区町村、こういったところの連携をどう強化するかということでもあります。

以上、申し述べましたけれども、具体的に、これを今後基本的な法律としていくには、どういう論点があるのかというものをまとめたのが8ページ、9ページでございます。

基本法ということですので、大変寿命の長い法律になるだろうと思います。今の中小企業基本法は、1963年ですから、ちょうど50年基本法としてあり続けているわけございまして、今般、この基本法のようなものを考えますと、また、同じような長いスパンでものを考えていかなければならないだろうと思います。

こういった長期的な政策の方向性を指し示す基本原則、これをどのように設定するかということですが、小委員会での論点整理を踏まえますと、1つは地域活性化というものを図りながら、小規模事業者の事業の持続的な発展を図ること。

もう一つは、企業体制としての組織体制が整っていない極めて小さな企業、こういった企業も着実かつ円滑な事業の運営、こういったものが挙げられると思います。ほかに、どのような着眼点があるかということでございます。

それから、中長期的に一貫して、透明性のある政策を行っていくには、どのような枠組みがあるべきか。

例えば、基本計画をつくってみてはどうか、あるいはその計画をつくるにせよ、

どれぐらい先を見通して考えていくべきなのか、あるいは、その見直しをどういうふうにしていくのかということでございます。

それから、このような政策を展開するに当たりまして、地方自治体、支援機関、そして、また事業者御本人にとってわかりやすい目標、それは一体何であるのか、どのような目標をつくっていけばいいのかということでもあります。

9 ページ、最後のページになりますけれども、このような施策を長期的に打っていくという際に、国の責務、そして、また地方自治体の期待されること、あるいはまた縦割りではない各省連携をどのように図るべきか。そして、また、中小企業支援機関には何が期待されるかということを挙げていってはいかがかと思っております。

小規模小委員会の論点整理を踏まえますと、基本的な政策は、今のところ4つぐらい挙げられるかなと思っておりますが、①がビジネスですのと、需要の開拓ということ。

それから、新陳代謝の促進ということで、起業・創業、事業承継、第二創業、そして円滑な事業の終了ということ。

3 番目が、地域の多様な主体との連携をどうするか。地域経済団体、先輩経営者、NPO、金融機関いろいろいらっしゃいます。特に先輩経営者というのは、一番先生としてはよろしいのだろーと思っておりますけれども、絶対的な数という問題もあります。どのようにやっていけばいいのか。

そして、また、適切な支援体制をどういうふうにつくっていくかということの基本法に書いていったらどうかということ。

ほかにも盛り込むべき点が恐らくあろうかと思えます。例えば、下請け企業の取引条件の適正化ですとか、あるいは金融税制上の措置、特有の課題というものにどう応えていくのかということではないかと思えます。

それから、ちょっと繰り返しになって恐縮ですが、各省の連携をどう図っていくか。そして、また、事業者にとって一番身近なのは、市区町村であったり、あるいは都道府県であるわけですが、ここの支援と国による支援、これをどのように効率的に連携させていけばいいのか。そして、また、中小企業支援機関、いろいろ御支援いただいておりますけれども、相互にどのように役割を果たしていけばいいのかということではないかと思えます。

ちなみに、先ほどのデータ集の45ページをちょっとだけ見ていただきますと、45ページにございますのは「経営課題に対する支援の現状（総論）」ということでございます。どういった方が一番御相談相手になっているかというところを見ますと、例えば一番課題になる営業とか販路開拓、こういったところは、やはり先輩経営者であったり、親しい人であったり、こういったことであるわけでありまして。

一方で、一番右側の資金調達となりますと、やはり身近な専門機関あるいは金融

機関ということになっているということで、それぞれの御相談相手には、それぞれの特徴があるわけでありまして。こういった特徴を踏まえながら、どういう連携を図っていくのかということではないかというふうに思いますし、恐れ入りますが、今度は56ページを見ていただきますと、身近な市町村と国あるいは都道府県がどういうふうに連携しているかという評価でございますけれども、正直申し上げて、アンケートをとっていきますと、連携状況というのはよくわからないというのが一番多いわけございまして、あるいはばらばらだとか、こういうことございまして。これは、さすがに芳しくないのどうするかということでもあります。

例えば、57ページを見ていただきますと、連携が、例えば、市町村、都道府県、国でホップ・ステップ・ジャンプで規模別にやっているとか、あるいはすみ分けているとか、あるいは一体でやっている、いろいろなパターンがあるようであります。どのようにしていけば、小規模事業者にとって一番いいのか、それをまた模索していければと考えているところでございます。

以上、資料の説明は終了いたします。以上が大体小規模小委で御議論いただいた内容をまとめたものであります。

どうもありがとうございました。

○岡村会長 ありがとうございます。ただいま、これまで議論していただいた内容についての論点整理について御説明をいただきました。これから、1時間半ほど時間がございます。皆様方の活発な御意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

御発言の求められる方は、名前を立てていただければ、必ず御指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、小野委員、お願いいたします。

○小野五郎委員 皆さんがまだ御発言の準備ができていないようなので、ちょっと言わせていただきますが、これはこれで非常によく整理されていて大変結構なことではないかと思うのですが、今後の問題として、1つ念頭に置いていただきたいと思うことがあります。

それは、ずばり言って、女性のウエートは非常に高い、非常に重要だという事実ですね。特に、小規模企業みたいな話になると重要性が高い。

それで、必要十分条件から言っても、地域活力の担い手として、きずなの担い手としての女性という以外にも消費者との距離も、御自身が生活者であるという意味で近いと。

それから、下請構造が最近変化して、親子が断絶という感じが出てきていますけれども、どちらかというと、上下関係、縦割りというのは男性的な発想が強くて、むしろ女性は横のつながり、横と横の関係の意識が強いですから、そういう意味でも女性の役割が非常に高まるのではないかと。

ここに、担い手としての女性については述べられているのですけれども、私はその点をちょっと聞いて、私自身男ですので、あれなのですから、制度とか体制がどうしても男性の目線でつくられていて、女性から見ると、ちょっと上から目線になり過ぎている。

これは、実は私自身が今、区のボランティアをやっていて、女性と一緒にやっていると、その辺が非常に感じるのですね。中央にいて出ていったときに、女性に受け入れてもらうためには、やはり上から目線をまず捨てなければいけないなというようなことがあります。これについて、ぜひ今後の問題として、委員の方もたくさん女性がおられますし、副大臣以下、頑張っておられる方もおられますので、そういうことについても、今後念頭に置いていただければと思います。よいことを言いましたけれども。

○岡村会長　ありがとうございました。お答えすべき内容については、皆様方の御発言が終わった後にまとめて事務局側からさせていただきたいと思います。

どうも貴重な御意見、ありがとうございました。

それでは、どうぞ。

○藤田委員　全国商工会連合会の藤田正美です。小規模基本法の策定に向けて御尽力をいただいておりますことに、心から敬意と期待をしている人間でございます。

先ほど、磯崎政務官も申し上げたように、小規模事業者というのは、地域で密着して、それで地域のきずなや、そういう雇用も守り、常に経済活動を通じて地域のコミュニティの中にあると。

そんな中で、今まで経営支援として、個々の経営支援をしてきたわけです。しかし、少子高齢化、私が申し上げるまでもございませんが、人口減少社会の中で、漁村や中山間地域や、そういうところは単なる個々の経営支援だけでは、構造的に無理なのです。やはり、これからは個々の経営支援と、ここにも書いていただいておりますけれども、地域振興、コミュニティ再生、そういう地域が元気になっていくことに対して、経済的な手法を用いて、地域を元気にしていく、そういう民力を活用しながら、そして、地域の小規模事業者は、コミュニティを守っているのだというところを、むしろ町民や市民や県民に理解していただく政策をつくり上げていく必要があるのではないかと。

そういうことは、先ほど政務官が言われたように、安全・安心なまちづくりであったりとか、農商工連携、地域資源が豊富ですから、そういうような政策であるとか、高齢社会になってきたり、さまざまな地域課題が、それをニーズと捉えて、ビジネスの手法でそれを用いていくような政策、そういうものをこれからしていくことが、私は重要であるということを強く申し上げたい。

結論といたしまして、面整備、地域経営、そういうところにも小規模事業者が参画できる、それを、先ほど国、県、市、町とか、さまざまな連携、特に行政の限界

があります。縦割り行政でありますから、それに横ぐしを刺すような、そういうコーディネートできるような人材を各種団体に育成しながら、そういうものをマッチングしていく。そういうような仕組みがこれから必要ではないかと思っております。

そういう支えるようなものが、今回の小規模事業者の基本法の中で、大きな方向性として地域コミュニティー、そういうものを元気にしていく一翼を経済活動を用いてやっていくというようなことが認識されれば、県民、市民、住民にも理解されるということが1点申し上げたいことでございます。

もう一点は、小規模事業者というのは、定義にも20人以下とか、サービス業で5名とか、そういうふうになっておりますけれども、本当に小さな規模で資本力も人材もありません。

特に、地方に行けば、大都市に比べて人材も少ないのです。そういう方がビジネスで実績を得て、それが根を張るまでには、相当の期間があります。だから政策として、1年、2年、3年で方向が変わるようなものをしていただくということは、逆に商売でうまくいけばいいのですけれども、いかなかったときに、もう二度とそういう商売に人材が参加しないという問題がありまして、そういう継続性という問題。

もう一点は、これから海外展開やそういう海外に行くために、小規模事業者は決して可能性がないというわけではないと、私も思っております。

しかし、単体の企業がそういうところに進出していくのは、むしろ総務力、企画力、コーディネート力のある、どちらかというと、中小企業でもそういう力を備えたところだと思います。

しかし、小規模事業者が知恵と力とそういうもの、例えばLLPなんかで、みんながきずなと知恵でグループを組んで、例えば八百屋さんであったり、酒屋さんであったり、農家さんであったり、そういう人たちが連携をして、ひとかたまりになって、そういうところに挑戦をしていく。海外展開においても、そういうことが、これからの可能性ではないかなと、そうものを具体的にサポートするような仕組み。

それとか、既存の事業者、成長戦略で、そういうところに能力のある企業はいいです。しかし、既存の事業者は、この10年間ぐらいで相当経済的にも厳しい状況になっております。

そういう人たちが、やはり仲間で、物をつくる力はあるけれども、売る力がない。それなら、売る力のある会社をグループでつくる、そういうところに何か政策的な、支援的なものをつくっていけば、大企業にない機能を何とかつくるような、そういう具体的な政策なんかを基本的な考えの中でくみ取れるような、そういう方向性にしていただければ、私は非常にいいかなと思ひまして、これからは、やはり小規模事業者は、地域とともに歩いていく、元気な地域をつくっていく。このことが日本の元気につながり、それで、地域でお金が循環する。地域外から力を合わせて、み

んなの力で地域外からお金を呼び込んでいく、そういうような方向性をしっかりとやっていたきたいと、具体的なことは、きょうは時間がないので申し上げませんが、やはり個々の経営支援と、地域の振興、地域経営、そういうところに、私は商工会の代表でございますけれども、商工会も参画をさせていただいて、町のにぎわいづくりから、全てトータルで、そういうところのコーディネートができるような組織に展開するようなことをしていかなければいけないと思っておりますので、長々申し上げましたけれども、ぜひひとつよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○岡村会長 ありがとうございます。小規模事業者が、やはりきずなをつくって、その地域を発展させるような政策をとるべきだということでございますね。ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。

では、鶴田委員、お願いします。

○鶴田委員 私、全国中小企業団体中央会の鶴田でございます。

まず、資料4の8ページの論点2についてでございます。基本計画の策定をぜひお願い申し上げたいと思います。

毎年、毎年施策が目まぐるしく変わるような感じを受けます。小規模事業者の経営判断に役立つよう、5年の長期計画または3年の中期計画をそれぞれ定めていただくと、設備投資や従業員の採用の際の判断に役立つと思われます。

また、国が基本計画を立てることによって、国の支援事業のフォローアップを自治体が支援するなど、役割分担ができてくることが期待されると思います。

1つの施策が複合的かつ相乗的な効果を創出する仕組みづくりこそ、小規模事業者には必要なことであると思っております。

その際の目標は、ケースによっていろいろ考えられますが、雇用の増加人数、わかりやすい目標ではないかと考えております。

次に、9ページの論点3についてでございます。

盛り込むべき点といたしましては、例えば、私どもの熊本県の中央会では、5人の商店主が立ち上げた企業組合が空き店舗でワインづくりを行って、高齢者が足を運ぶ徒歩圏内のマーケットが新たに誕生したという事例がございます。新たなマーケットをつくり出すことも重要な施策ではないかと考えています。

また、長野県では、共同店舗の組合がタクシーの送迎事業を行っております。力を合わせて働くと書く協働経営やグループ創業による地域貢献という切り口をもっと強調されてもよいのではないのでしょうかと思っております。

以上のことは、支援機関相互の役割とも関係してございます。ぜひとも御検討いただければ幸いです。

私からは、以上でございます。よろしく申し上げます。

○岡村会長 ありがとうございます。今、お話し of 雇用の問題については、具体的にやはり何人ふやすという、そういう具体的なターゲットをつくれと、こういうことでございます。

○鶴田委員 そこまでは言っていないのですけれども、そういうような進み方をお願いをしたいということです。

○岡村会長 ありがとうございます。

それでは、伊藤委員。

○伊藤委員 小規模企業に関して言うと、すごくざっくり分けると2種類あるような気がしまして、1つは、起業したばかりで、まだ人数が集まらないという小規模企業、これは、多分すごい大きな夢があって、ビジョンがあって、これから中小、もしくは上場を狙っていくような企業も含まれているので、年齢関係なく、すごくしっかりとモチベーションがある人たちは、いろいろな支援機関をみずから渡り歩くかもしれませんし、何か補助金がないかということで、みずからいろんなところに問い合わせをすると思うので、ここは余り心配しないでいいと思うのですが、ずっと小規模企業で来た企業は、意欲がないわけではないのですけれども、年齢的なこともあるかもしれませんが、もうけてはいけないとか、小さくいることがいいという人たちは、先ほどの資料の参考データ集の54ページにもあったように、認定支援機関すら知らない方たちが、やはりすごく多いのです。

それで、我々、例えば中小企業なんかは、知ってもらうために、みずから売り込みに、営業に行くわけですが、果たして、この認定支援機関はどれだけ努力して、小規模側に行っているのかなというのを感じます。ただ、ホームページで掲げているから、何かのセミナーで広告打ったからだけではなくて、やはりそういうのに参画できない企業の方もたくさんいて、本当に現場で、今の仕事をやらないといけないという人は、出歩けないですし、それから、なかなか横のつながりも持てない方も多いので、何か営業するというか、みずから足を運ぶようなシステムを、それが国だと大き過ぎるので、県なのか、市なのか、商工会議所なのかというところでやっていったほうが、より現実的になるのではないかと思います。

○岡村会長 ありがとうございます。貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

どうぞ。

○眞中委員 連合組合連合の眞中と申します。中小企業に働く立場から3点お願いをしたいと思います。

まず、1点は、地域の活性化のためには、先ほどの資料にありましたように、中小企業は9割占めるということで、その発展が大変重要だという共通の認識のもとにお話をさせていただきますと、実は連合が昨年、中小企業2万社に対して各種アンケートをとって、5,000社から回答がありました。

その中で問題点が浮き彫りにされたのですけれども、先ほどの説明の中にもありました、中小企業に対する各種支援策があるものの、なかなか知らない、あるいは税の中身がわかりにくいと、こういった点が最初に答えがありました。

2つ目は、困ったときに相談をする相手がなかなか見つからないと、具体的には取引先の銀行の皆さんとの相談ということが多いようですけれども、中小企業の経営に当たって、まず、こういった答えがあったということです、各種支援策のPRと言いましょ、知らしめることに力を入れていただければというのが1点です。

2点目は、私は、政労使会議のメンバーで、岡村会長とも一緒にさせてもらっているのですが、9ページにありますように、適正な支援体制、特に、例えばということで、取引条件の適正化というくだりがあるのですが、為替が円安に振れたことによって、輸出を中心とする大企業は、業績はよくなっているという現実はあるのですが、我々中小のほうは、円安に振れたことによって、いわゆる原材料費あるいは燃料費等々の企業物価と言いましょ、コストプッシュ要因が大変大きくて、安倍総理から賃金を上げろという要請はあるのですが、賃金を上げるところか、経営そのものが成り立たなくなってしまうというふうに危惧をしておりますので、優越的地位の濫用を初め、適正な、川上から川下にかけて付加価値に応じた価格体系と言いましょ、取引が進みますように、ぜひお願いをしたいと思います。

最後、3点目になりますが、経営者の承継ということが話題にありますけれども、先ほど副大臣から、中小企業はものづくりだけではないと言われて、ちょっと言いにくいのですが、やはりものづくりが日本の基盤を支えていると、我々は自負しているのですけれども、経営者の承継問題とあわせて、ぜひ技能、技術の伝承。

特に、いわゆる2007年問題によって、大量定年の皆さんが企業から去っていったわけですね。日本を支えてきた基盤技術と言いましょ、旋盤、鋳造、フライス等々の基礎技術、こういった技能の伝承にもぜひ力を入れていただきたいというお願いです。

3点申し上げたいと思います。以上です。

○岡村会長　ありがとうございました。特に3番目は、やはりいろいろな機関が研修施設等をつくって教育をするというようなことは必要だというお話ですね。ありがとうございました。

では、江田委員、お願いいたします。

○江田委員　社労士の江田と言います。

経営支援のということで、我々社労士会も昨年度から中小企業経営労務支援センターというのを各都道府県に立ち上げて、労務管理の場、相談業務と、こういうことを立ち上げているのですけれども、なかなか我々がコマーシャルするだけでは、相談者が来ないというのがあります。

7 ページにありますけれども、政策が知られていない、わかり難い、使い難い、見ていったらきちんとしたというか、ものすごくうまくできているのですね。それを中小企業者がわからないというか、特に先ほど言われたように、商工会とか商工会議所の既存の構成員だったらいろんな小規模は入りますけれども、創業間際の事業主なんかは、経営全般のことを一体どこに相談したらいいのかわからない。

そこで、ちょっと提唱と言いましょうか、我々もその中に入りますけれども、司法制度改革の中で法テラスがありますね。まず、リーガルサポートでワンストップで、ここで、いろんなものをまず受けとめるよと、中小企業庁で経営全般の簡単なことから含めて、まず、相談ができるところ、いわゆる経営テラスか何か知りませんが、そこで振り分けて、そこで電話相談だとか、メール相談なんかで解決できることもあるでしょう。それが、また深く、各セクション、セクションのところで相談に行かないといけないようなもの、そこを交通整理しながら、そういうところにうまく配置しながら、効率的にその方たちの経営相談をうまく解決していくという、そういった手法を何か取り入れられたらいいのかなと思います。だから、法テラスのようなイメージを少し考えられたらどうかということでございます。

○岡村会長 ありがとうございます。中央に1つそういうセンターを設けて、そこから相談すべきところへ。

○江田委員 資料5-1の25ページの上のほうに、国としても、それぞれの支援機関に求める役割を明確にし、平成26年度創設予定の「よろず支援拠点」が全体のハブ機能を発揮できるように」と、こういうことあるのです。私が言うのは、こういうことのイメージかなと思いますので。

○岡村会長 よくわかりました。ありがとうございます。

では、どうぞ、村上委員、お願いします。

○村上委員 では、2点ばかり申し上げます。

1点目は、先ほども地域の活性化というか、地域単位で支援していくのが必要だという御意見がありましたけれども、全く同意見で、個別の支援は実にきめ細かくやっていると思うのです。金融をつけたり、情報を提供したり、経営相談に応じるという事項です。

ただ、ほかの地方の経営をやっている人から聞くと、やはり商工会があつたり、商工会議所があつたり、中央団体があつたりしているし、それから、地方へ行っても各市のサービスがあつたり、都道府県のサービスがあつたり、その辺がうまく統合されていないというか、組織的、地域的にまとまっていないので、どこに行けばまとめて話を聞けるのかとか、全部総合して支援を受ける、そういうのがうまく調整されていないのではないかという声をときたま聞きます。きめ細かく支援するというのは結構なのですが、それと同時に、やはり地域単位というのは、大事な話なので、やはり地域単位にうまく統合した支援体制、各支援機関なり行政の支

援体制を組むようにしてもらいたいというのが実務的な要望で、1点目になります。

次に、これは、皆さんの見解が分かれるのでしょうかけれども、地方に行くと、多少期待が出てきて、少なくとも、復興需要があって、それから2020年にはオリンピックがあると。それで、私の立場だと、公的投資とか、公的な調達がらみで、そういう意味で公共的なものの投資の規模は、2020年ぐらいまでは結構高水準が続くであろうと、みんな思っています。そうすると、まずは大都市圏とか、その辺の首都圏から大きな需要ができて、そこに大企業とか中堅企業が、まず、そこで仕事なりをとっていく。そうすると、当然結果的には、波及効果はありますから、地方についての仕事なり需要は、地方の小規模企業なり中小企業が、ちゃんと仕事をとれるようにうまくいくのではないかという期待も、最近はそういう声も聞くような状況になっているかと思います。

ただ、そのとき、とは言いながら、最初に説明していただきました日本における人口減少、それによる悪影響というのは、これは長期的に避けがたいものなので、そうすると、むしろ2020年以降、本当に人口減少と日本経済への悪影響みたいなもので、深刻な影響があった場合に、それにどう対応するのかというのを、むしろ心配して、そのときに中小企業をどういうふうに経営をやっていくのかなと声を聞きます。先ほど基本計画なりをどの程度のタイムスパンで考えるかといった場合に、できる限り、先ほど3年とか4年とかありましたけれども、なるべく長期的な観点から、全体の施策を見直すというか、決めていくような、そういう形の考え方をしてもらえればありがたいという感じがしています。

中小企業政策というのは、広い意味で言えば、日本の経済政策の1つなので、全体の経済政策の枠組みの流れの中で、どういうふうに動かしていくのかという形で、もちろん、こういうことを言うと、中小企業庁だけが全てのことを負えるわけではないので、大変だという話は必ず出てくるわけですが、そういう意味で、できる限り長期的な観点から、施策なり計画は立てていただきたいというのが希望となります。

○岡村会長　ありがとうございました。スケジュール感を持って基本計画を立てなさいと、こういう御意見と理解してよろしいですか。

○村上委員　はい。

○岡村会長　わかりました。ありがとうございました。

では、三神委員、どうぞ。

○三神委員　一般に中小企業支援の中で、例えば、産学連携をした場合に補助金をつけるといった場合、どうしても製品単位、商品単位になってしまう傾向があります。

これまでもさまざま議論で出ていますように、例えば、地元の若年人口をふやす

ために住居価格を大幅に下げられる契約手法、コーポラティブ形式と、収入減の確保として初期の開業準備費を下げる工務店等によるローコストリノベーション手法を組み合わせるなど、問題の解決の方向性に合わせた、プロジェクトやビジネスモデルを開発する必要があると思うのです。

この場合は製品単位の産学連携を越え、地元工務店や不動産会社を巻き込むケースも想定されるわけです。、まちづくりの前提として地場産業の単価を上げるためにクリエイティブ業界の若手を入居者としてスカウトしましょうといった発想も含まれます。まちづくりと中小企業、特に小規模企業をエンパワーしたいということになると、個別の商品開発よりは、プロジェクト組成の質と、支援者の人件費ではなくプロジェクトに補助金をつける発想が重要ではないかと感じております。

少子化については、都道府県か、市かという単位を越え、さらに小さいコミュニティで組むべきプロジェクトのケースもあれば、多様です。状況により柔軟に考えていかないと、なかなか問題解決に至らないと考えます。

例えば、広島県に人口が増えている集落があるのですが、ここの場合は、高齢化により所有者が亡くなってしまった後の家を、相続人から賃貸受託をするまちづくり会社を住民の方々が出資をして作っています。パートナーシップ制のような経営手法でまちづくり会社をつくり、空き家は地元の工務店がオール電化の競争力の高い物件にリノベーションをし、激安の賃料を設定して不動産会社に面接委託をしてこれから子供を産んでくれる人たち限定で募集をしています。

そして、女性が働きながら、2人、3人と生み子育てできるためには、住居費の大幅削減だけでなく、そもそも子育てにかかる時間を減らさなければいけないという点がまちづくり上はあるわけです。そのためこのケースでは、それぞれの家の塀を取り払い、全員が何となく疑似的な親戚のように、子供達の面倒見ができる体制にしています。ここまで仕組みをつくって初めて、地元の小学校が廃校寸前までいった地域で、5年で結果が出ている。若年層が移住し、相当数のお子さんが産まれるわけです。都市部だと危なくて子供を遊ばせることができないけれども、これだけ住居費のコスト面と、女性の子育てにかかる負担分を削減するまちであれば回り始めるわけです。さらに新規の事業創出との関連で言うなら、所有者の高齢化や死亡で遊休化してしまった農地に関しては、やはりここのケースはまちづくり会社が農業法人を設立し、農地ではない土地の場合も会社の共有財産として分筆し直し、地元の地場産品を販売する拠点をつくるといった機能も兼ねていきます。

ですから、支援機関に単発で相談に行って何かアウトプットがすぐ出てくるというよりは、やはりそれぞれの問題に対して、かなり構造的で慎重なモデル設計をしていかないと、継続性のあるパフォーマンスは上がっていかないのです。

ではこうしたビジネスモデルを誰が考えるかということ、住民当事者が難しい場合は各地の国立大学で、御専門の先生方を巻き込む必要があるのではないのでしょうか。

先ほど、オリンピックで公共事業がふえるので地域経済にプラスであるという御指摘がありました。昨日仙台に参りました感触では、オリンピックはあくまで湾岸部の開発案件であり、大手が受注して終わりではというのが、被災地や地方都市の感覚ではないかと感じます。マクロ的に一見総量が増えるようでも、小規模事業者にとって前向きで継続可能な新規のビジネスモデルは作っていかねばならないでしょう。老朽化したものを、どう競争力のある物件にリノベーションしていくのか、あいた土地の使用権や、先ほどの例のように小さい単位での都市開発の手法、共有財産にして分筆し直すといった非常に細かい実務作業にプロジェクトとしてまとめ、システムに対して補助金をつけ地元中小企業の実務能力を高度化する枠をつくっていただけるとよいのではないかと感じております。

○岡村会長 ありがとうございます。先ほどの御意見のように、ものに対する補助金だけではなくて、具体的なプロジェクト、アイデアに対して補助金を出すべきだと、こういう御意見だと思います。

では、小野委員、お願いします。

○小野徹委員 全国中小建設業協会の小野と言います。就業支援についてお話をしますが、ちょっと前置きの話をさせていただきたいと思います。建設業におきましては、経済がずっと縮小しまして、談合問題で、そういった問題で一般競争入札が導入されまして、下請け専門業者へ、いわゆる下請けいじめであるとか、下請けたたきだとかいうのが、建設業においては大変激しくなっております。

そうしないと、また、元請けもやっていけないと、こういう状況であるわけですが、アベノミクスで、最近、労務費だとか材料費が上がってきたということがありますがけれども、好況になったというよりも、長い不況の中で、痛めつけられた結果が、建設業のほうから人材がどんどん外に出てしまっていて、労務士が足りなくなっていると、こういうことが実情であります。

賃金も安くて、いまや年収400万というのが1つの目安と言われておりますけれども、400万以下ということで、結婚もできない。したがって、子供もできないと、こういう少子化の原因にもなっているということで、私は、建設業が、この少子化にかなり影響を及ぼしているのではないかと感じております。

現在、この課題になりますけれども、専門工事業者というのは、大体今、4、5人が主です。ということは、昔はもっとたくさんの営業を抱えてやってきたわけですが、もう随分長い間、リスク分散、このリスクを背負わないようにということで、最小限の人数で会社を運営し、規模の大きい仕事をした場合には、仲間うちから応援をもらうという、いわゆるそういうネットワークになっていますので、重層下請けというのが、なかなかなくなりません。

しかし、建設業においては、一人親方としてすぐ独立のほうは簡単にできます。本人の独立とか、起業とかいうものは、自分が資格さえ持っていれば、すぐで

きます。しかし、ここからが問題なのですが、弟子がいません。弟子が来ないということですね、従業員が集まらないということです。

ずっと、この専門業者の親方というのは、いじめられてきた、痛めつけられてきたので、経済的な余裕というのが、ほとんどありません。また、先行きの見込み、ようやくアベノミクスですが、公共事業もそんなにふえるわけではないということの中で、入職してくる、我々の業界に入ってくる、いわゆる人材で、市に対して身銭を切って教えるとか、鍛えるというような、いわゆる徒弟制度というのは、建設業においては完全に崩壊してしまっております。

むしろ、建設業としては、地域の建設業をかつては受け皿としてかなりやってきたとは思いますが、今、逆に求人をして、我が業界には来ないということで、国交省のほうでは担い手確保ということで一生懸命やっているわけです。いろいろお話があると思いますが、高齢者とか女性とかありますが、高齢者の場合は、事故が怖いのでみんな雇えません。何かあると自分のところの責任になってしまいますから、例えば、高齢者を高いところに乗せられないとか、こういうことで、本来は建設業というのは、もっともっと自営に近い仕事もありますし、もっともっと高齢者を使える現場ではあるわけですが、しかし、労災が1つ起きれば、全てがパーになってしまうというようなことで、なかなかそうしたものを使うことはできません。女性についても使えません。

そんなことで、やはり若い人を何とか就業させたいわけですが、私のほうとしては、ぜひ文科省とか、厚労省とか、先ほどは国と地方の関係をずっと言われていたわけですが、むしろそういう高校生で、普通高校を卒業すると、何の技術もありません。建設業なんていうのは、もっと難しいと捉えられてしまって、何もできないものですから、むしろそういうものを何とか就業支援できる、中学校卒業しても、勉強は嫌だけれども働きたいという人はいるのです。しかし、そういうものは何の技術もありません。先ほど言いましたように、徒弟制度は崩壊してしまっていますから、ぜひ、私はそういう就業支援というものをやっていただければと思います。

以上です。

○岡村会長　ありがとうございました。

それでは、阿部委員、お願いします。

○阿部委員　ありがとうございます。全国商店街振興組合連合会の阿部でございます。

このような企業政策の資料をつくっていただきまして、また、参考データも細かな、隅々まで行き渡るような資料をつくっていただきまして感謝申し上げます。

これをどう使うかというのが一番の問題ではないかと思っておりますが、私は、商店街の代表でございますから、商店街の角度からお話をさせていただきますと、

商店街は、本当に新陳代謝を促進しないと、商店街は本当に減びてしまうのではないかと非常に危惧をしております。

今の商店街の問題は、農業と同じように後継者問題でございますが、後継者問題がどうして問題になるかと言いますと、やはり跡継ぎがいないということでございまして、やはり新陳代謝をして、そのもう廃業するところに新しい起業をする若者等々、また、元気なアクティブシニアのおじいちゃんも、そこで起業できるような形の仕組みというのが一番いいのかなと。町の中の顔としまして、商店街が存続していくためには、その形でしかないのかなと思っております。

そうしないと、郊外にも買い物に行くことはできません、高齢者は車を運転できませんから、そうしますと、歩いて買い物に行ったときに、そこに商店街あると、でもその商店街は全部シャッターが閉まっていて、買い物ができないという状況になってしまう。それを回避するために、ナショナルショップの大型店が街中に出てくるのか、またはコンビニで買い物というゾーンを機能させるのかということになってきてしまいまして、そうならないためにも、やはり若者というか、起業推進のための支援というものがいいかと思えます。

ライフサイクルがあるように、今、商店街は非常に高齢の店主がおりまして、やはり次のライフサイクルをつくっていかなければいけない。これも急務だと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

その前に、商店街の組織も本当に老朽化しておりまして、はっきり申し上げまして、機能しません。役員さんたちも、こういう情報とかはなかなか集めにくいですし、その次の戦略というかビジョンというものもなかなか難しいところでございしますので、もちろん若手の部分も大切なのですが、やはり組織も新陳代謝していかなければいけないのかなと考えております。

やはり、町をつくるのは、よそ者も、ばか者、若者というふうに言われてまいりました。そこに、先ほど、小野委員さんからもお話がありましたように、女性というものが必ず加わっていないと、女性の意見が反映されないと、そのまちづくりは、なかなかうまくいかないという経験を持っておりますので、昔は商店街のおやじに、女房が、お父さん、商店街をこうしたらいいのではないのなんて言ったら、ばかやろうなんて言われている時代があったのですけれども、今はそうではなくて、お客様の8割が女性ですし、店員さんの8割が女性でございしますので、そんなまちづくりの中の商店街というお買い物ゾーンというものが大切なのではないかと思っております。

これだけの政策の中の支援を、やはり末端まで理解させるための一番のプラットフォームというか、そのところがなかなか落ちていかないわけですね。それがもう一つの原因になっておりまして、どこかで動脈瘤というか、詰まっているわけです。その原因は、商工会議所ではないかと思えます。商工会議所ほど地域の実情をよく

わかっておりますし、誰に、どこに、どのようにという形で支援をしていかなければいけない。

先ほど三神委員さんからもお話がありましたけれども、素晴らしい情報があるのですが、そこがどうもとまっているのですね。ですから、この政策ができましたら、もう商工会議所の経営指導員を勉強させて、しっかりコーディネートするぐらい、やはりセンスが大切だと思いますので、全国の事例を使いながら、こういうところにこういう支援、ものづくりはこうです、ああですと言わないと、私どもの商工会議所の職員、別に悪口を言うわけではないですけれども、何ですか、それと言うので、物すごく地域で温度差がありまして、全く話にならないわけです。自分の中で手一杯になっているので、しっかりとした情報を入れて、しっかりそれを末端まで流していただく、これは、中央会さんにもあります。中央会さんは組織とか、そういったところでウエートがかかってくるわけでございますけれども、そういう起業家ですとか、1人、2人でお父ちゃん、お母ちゃんとやっている製造業ですとか、金型の部分ですとか、そういうところに訪問して、こういったものがあるのですよということを伝えるのは、やはり、私は商工会議所の職員ではないかと。その温度差と言いますか、勉強していただいて、こちらから乗り込んでいただいてセミナーを開いて、それぞれの支援をコーディネートできるような形でぜひともやっていただきたい。

それで、餅屋は餅屋の専門家の方たちは、そこからまた呼んでいただいて、しっかりとセミナーをするというような仕組みづくりが非常にいいのではないかと。どうしても、これだけいいものをつくっていても、やはり地方、特に、なかなか閉鎖的な商工会議所は、その情報がいかない、商工会議所も情報を取りに行かないという状況がありますものですから、商店街に限らず、地域の製造業、町工場に、やはりしっかり手を差し伸べて行けるための機能は、商工会議所ではないかなと思っています。

以上です。

○岡村会長　ありがとうございました。前会頭として、大変厳しい御批判をいただきました。反省をいたしておりますが、まず、基本的には、今、おっしゃられたように、一人一人をどうやって強くしていくか、会議所の相談員を含めて、そこが一番大事だと思っていますし、ぜひその方向で進められるように、現会頭に強くお話をしておきますので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょうか。

どうぞ。

○高田委員　中小機構の高田でございますけれども、私どもの立場は、やや微妙なところがありますので、余り具体的なところに踏み入った議論というのができない

のが、ちょっと申しわけないと思いますが、やや概論的に、ちょっと話をさせていただきたいと思います。

基本的に、私も小委員会のオブザーバーとして出席させていただいておりましたので、その経緯を大分知っているつもりであります。

きょうの報告につきましては、基本的な方向性につきましては、小委員会における小規模事業者の皆様方の意見をしっかり反映しているというふうに、私は思います。

基本的には、こういった方向でよいと思いますけれども、特に、本政策については、中長期的に一貫性や継続性を確保すべきであるというふうなことが大変大事だと、先ほど鶴田委員のほうからも、その話が出ましたけれども、そういった意味で、それを担保する基本計画につきましては、ぜひとも策定、推進をよろしく願いたいと思います。

それから、小委員会での議論を踏まえて、感ずるところを、大きなことでありますけれども、2つほど課題があると思いますので、申し上げたいと思います。

まず1目は、支援策そのものが小規模事業者の方々のニーズにどれだけ合っているのか、あるいは時代に合っているのかとか、わかりやすい、あるいは使いやすい制度や仕組みになっているのかということが大変大事だということ。

2つ目でありますけれども、これは、知らないということは、その人、その会社にとってはもう存在していないのと全く同じであるということでもありますから、とにかくできるだけ多くの方々に御利用いただくためには、まず、全国366万の小規模事業者の方々に施策の情報をどのようにお届けするのかという、先ほども議論に出たと思いますが、どのように知っていただくのかということが大変重要だということだと思います。

いずれの課題も、これは今までと違った発想でやらないと、多分、具体的な施策としては十分なものが出てこないのではないかと思います。

そして、最終的に、もちろん課題解決のために、具体的に何をやっていくのが重要でありますので、我々中小機構も実は実施機関という位置づけでありますから、中企庁とも相談させていただきながら、現場の声をしっかりと受けとめて、既存の枠組みに捉われないような、新たな発想で対策をいろいろ考えていきたいと思います。インフラづくりをぜひやっていきたいなと考えておりますので、よろしくお願いします。

○岡村会長　ありがとうございます。支援策をどう徹底して、具体的にどうすべきか、そこまで考えて基本計画を立てると、こういう御指摘だと理解いたしました。

御発言がございませんでした方から、ひとつ御意見を伺いたいと思いますけれども、いかがですか。

どうぞ。

○石塚代理 皆さまの御意見をお聞きし、私もまずは公的支援にこういったものがあるのかに関する周知徹底の不足ということが大きな問題であると思いました。

銀行業の立場から申し上げますと、例えば、資金調達について、これから起業する方に対する金融機関単独での支援には少し限界もありますので、信用保証協会等の公的制度を利用するといったことで従前より取り組んでおります。

ただ、小規模事業者の方や起業を目指す方が求めるサポートというのは、実際の資金調達のほかにも、様々な情報の提供ですとか多種多様でございますので、各地域の商工会議所等と連携させていただき、我々金融機関の持っているネットワークも御活用いただくことが、今必要なことではないかと実感をいたしました。

○岡村会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○伊藤委員 今、借入れのお話があったので、先ほどの発言につけ加えさせていただきたいのですが、多分、小規模企業で、しっかりと金融機関に借入れができるようになるまでの支援がすごく重要だと思うのです。それで、ほかの委員会だったかもしれませんが、やはり税理士の方の発言で、小さな規模の企業で、月次、要するに試算書さえつくれない、つくっていない企業がたくさんあるという話をされた方がいらっしゃるのですけれども、それがないと、借入れは当然できませんし、それから、いろいろな支援策の中でも3年とか5年スパンでの、企業側が目標設定できるような、要は長期的な仕組みというお話が出ていましたけれども、企業にもそれをさせるようなトレーニングという言い方だと、ちょっと上から目線で大変失礼なのではけれども、そこまでちゃんと育てていく、小規模企業のままでいいところはいいのですけれども、やはりそこから伸ばしていくための支援が、まず、知っていただくためのドアをノックすることから始まり、それだけではなくて、やはりしっかりと一人立ちさせて、金融機関さんと1対1でお取引ができるまでいかせないと、継続性のない支援になってしまうのかなと思いました。

以上です。

○岡村会長 ありがとうございます。まだ、時間が若干ございます。どうぞ、御自由に御発言いただきたいと思います。

どうぞ。

○三神委員 支援する側の情報不足や、企業に対し、最後の最後の段階でどのくらい情報が行き届くかはどの地域でも共通の問題と考えます。いつも具体的な話ばかりで恐縮ですが、では、「どのくらいやれば情報武装できるのか、情報が届くのか」という目安のお話をさせていただきます。例えば、経営と無縁のパクブリックセクターの人が経営感覚を持って、面としての支援ができるようになるまでに、三鷹市の例ですと10年間、一橋大学の経営学の先生を呼ばれて、業務外の時間に勉強会をする準備段階があって初めて、何が差し水のポイントで、どういうビジネスモデル

ならいいかがやっと思えてきました。

先ほどの広島県の人口を増やしているコミュニティの例ですと、廃校になるという連絡が来た時点で、皆さん住民の方が集まって出資をしたが7年間、どうしていいかわからなかった。その間、2年間かけてどういう都市開発のやり方があるか、民間、公的なケース、全国に視察に行き調べ上げて初めてオリジナルのモデルをつくらなければ解決しないとわかりました。当事者意識を持っていてすらこれだけ時間がかかるのです。

また、女性で全くビジネス経験のない方々の起業支援も政策に入っていますが、どれだけハードルが高いかというと、大阪府の農業婦人部の例では、農家の主婦の方たち——普段無料の労働力として働いてきて、自分の銀行口座も持ったことがない方たち——、日本全国で相当数いると思われませんが、この例でもやはり夜間に、府の組織の助けのもとに税理士や会計士、食品加工分野の専門家などを、農作業が終わった後にやはり5年間猛勉強をされたわけです。それでようやく中立的な所有と経営を一致させた会社を設立し、利益の分配は時給形式で行うという、それぞれ繁忙期に合わせて柔軟にフィーが得られるというオリジナルの組織をつくるどころまで到達できたのです。

さらに、公的な支援担当者もなかなか来てくれないような遠隔地でどう情報を得るのか、という話になりますと、例えば福井県の独立系のコンビニエンスストアが店舗の横のスペースで誰でも気軽に来られるMBAコースを提供している。小規模事業者向けに慶応のMBAカリキュラムをつくりかえて提供しているわけです。こういった非常に様々な段階と、要する時間の長さがあるのです。

これらの事例から分かるのは、時間も根気も要するという点です。パフォーマンスが上がるまでに、市のサイズだと10年、より小さいサイズでも5年程度、当事者が1人100万出資してもいいというぐらい覚悟ができていても調査だけで2年かかるのです。つまり商工会議所をはじめとし、高齢の方ばかりで固めた支援体制では、10年後というスパンで、現役として支援し続けているのかどうか。むしろかかるであろう時間を逆算し、チームの年齢編成を真剣に考えていくべきでしょうし、情報収集にも、本当にパフォーマンスを上げるだけの勉強にも、機能するビジネスモデルを組むのが、どういうレベルなのかということを、この場で是非共有していかなければならないと思うのです。

私も様々な場で御縁をいただき、ビジネスモデルを御紹介する講演がございますが、財界団体は概ね、御年長の皆様が中心になってしまいます。かばん持ちで30代の若手の方が連れて来られているのですけれども、いざ講演の時間になると外で待たせてしまったり、会食もセットになっていると、おいしいものは年長の方だけが食べ、若手はやはり外で待っている。また地域によりますが、大変失礼ながら体力的に、最初から眠るつもりで来ておられる。もちろん目を覚ませていただくようこ

ちらも努力いたしますが、差し迫った事態にあう体力、残された時間に対するスピード感覚というものがございます。もし、今後支援体制を強化してくださるのであれば、30代半ば以降、50代前半ぐらいまでのプロフェッショナルを相当集め、海外も含めた視点で活動しなていく方向をとっていただけたらと思います。

○岡村会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでございましょうか。
どうぞ。

○小野五郎委員 先ほどの周知徹底が必要ではないかということをお聞きしていて、ちょっと感じたのは、今、具体的にいいアイデアがあるわけじゃないし、これは、高田さんが困るかもしれないけれども、昔、私は事業団の小規模企業共済をやっていたときの経験から言うと、そのころ、事業団の職員が、もう本当に商店街まで行って、個別に風船を配って勧誘などをしたのですね。それが、結果として100万参加者を集めるところまでやったわけなので、そのとき、当然、三団体にも大変な御協力をいただいたわけなのですが、そういう足で稼ぐ地道なキャラバン隊と言いますか、そういうものが、まさか、今、機構が全部やるわけにはいきませんから、そういうのをうまく仕組みとしてつくり上げると、いいのではないかと。

どうしても活用情報とか、それから、何かつくりましたよと、ただ言っても、区の会報なんて読む人はほとんどいないぐらいのものなのですけれども、いい情報は結構入っているのです。入っているのだけれども、見ない、読まない、やはりそういう格好で、実際に足で運んでいただく。その場合も、実はやはり女性というのは、井戸端会議の延長みたいな格好で、口コミでずっと広がるのですね、横の広がり、そういう意味でも、その辺を考えて、女性を巻き込んで地道に足で稼ぐというようなところをどこかから始めていただければいいのではないかと思います。

○岡村会長 どうぞ。

○高田委員 今、たまたま私のほうのことも出ましたので、今の先生のおっしゃっている話というのは、リアルな面では、支援団体の皆様と手を携えながら、まず、会員の方々にしっかりと徹底していただくということを始めていかなければいけないと思うのです。それでも200万社ぐらいしか会員としてはいない可能性がありますね。すると、残りはどうするのですかという話があったりするものですから、これをどうしていくのかというのは課題だというふうに、これは中でも議論があったと思いますけれども、このリアルな活動をやるのと同時に、これもいろいろ議論は出ていましたので、この中には、ちょっと書いてありますけれども、あるいはそれしか書いていないが、十分認識はされていると思いますが、やはりこれはITですね、ICTのことを、いわゆるリテラシーをとにかく上げるということを徹底してやっていくということを、我々はもちろん研修、大学校を持っていますので、そういうことを通じながらやっていくつもりでいますけれども、この問題意識をもっと強く持つような表現にしてほしいと、ちょっと思います。

実はこの間、マカオでISBCという国際会議がありまして、これは中小企業の応援する方々とかに参加いただきましたけれども、そこでやはり出ていますのは、今や規模ではなくて深さみたいなことで、要するに、これは小さな企業でも、もっと言えば、個人の事業者でも事業を始められるのですよ、というようなことは、グローバルには当たり前の話になっていますね。

もう一つは、ICTの技術を十分使いこなせないと、これはデジタル・デバイド的な話が、まさにまた小規模事業者に、こちらのほうのことをやろうとした場合、起こるのではないかと。

簡単に言えば、小規模事業者の方がどこまでそういうことを使いこなせるのかという話が、多分鍵ではないかと。要するに、課題としては、こちらはそういうふうなことでインフラをできるだけつくりたいと思っていますが、そのところの取り組みをどこまでうまくできるかが、先ほどの支援の情報をお伝えするにしましても、多分、リアルなところで限界があるならば、それを補完しながらやらなければいけないということで、私どもちょっと考えておりますが、具体的に、これからどこまでの広がりができるのか。

もちろん、Eコマースのお手伝いをしようとか、あるいはジェグテックとBtoBのサイトをつくるということを我々は宣言しておりますけれども、そこがありますから、皆さんうまく使っていくのですが、この辺のところ果たして、小規模事業者の方がどこまで使っていけるのかというのが大変重要だと、逆にそれをやらないと、多分伝わっていかないのではないかとこの感じをちょっと持っています。

○岡村会長　どうぞ。

○藤田委員　少し時間をいただきましたので、地域振興、地域の活性化ということが、小規模事業者にとって、冒頭に非常に重要であると、個々の経営支援を含めて、そんな中で、私は最近思うのです。地域、特に中山間地域やそういう過疎地域、高齢者が多くなって、人口が減っていく中で、高齢者が多い、そういう地域とか、それで、一次産業は低迷している。

それで、これからそういう一次産業と基本的には、商売をする方が連携していく、ざっくりばらんに言えば、農家さんと商売人さんが組んで物事をつくっていくという六次化、そういう流れはあるのです。

そこで、1つ申し上げたいのは、明確に地域貢献型ビジネス、それで、地域支援型ビジネス、もう一つは、地域課題解決型ビジネス、地域の課題をニーズと捉えてビジネスにする方が、そういうものが大きく社会の地域経営、地域を元気にしていく、雇用を生んでいく。

もっと極端に言えば、特に田舎、過疎地域になれば、高齢者が多くて年金をもらっておりますね。年金もらっている方が、年金併用型の、2時間ぐらい商売して、あとは所得をふやしていくと、そういう複合型収入源というものも、これから視野

に入れていくことによって、地域が少しお金にゆとりができてくる、ちょっとしたお金でも元気になっていく、そういう起爆剤になるのではないかと考えております。

このごろいっぱいそういう事例が出てきておりまして、例えば鳥獣害で困っている地域があります。それを食品開発してビジネスでやろうと。耕作放棄地で、きんこ芋を入れて焼酎に変えて、それで規格外のものも全部原材料として、丸ごと農家さんの所得にしていく、それで地域にお金が落ちる、それをビジネスとして、グループで、まさに地域を元気にして、めぐりめぐって地域が元気になれば、商売さんが元気になってくると、そういう観点を、やはりこれから当然収益を上げていくことが最大でありますけれども、新しい時代の、これからの公も担う、そういう県民、市民、住民に評価をされるような小規模事業者であるというようなこともしっかりわかっていただくような、そのことによって地域の経済が循環し、お金が回ると、そういう市場性の原理を、私は否定するものではございませんけれども、むしろ、地域内でお金が循環する、ヒト・モノ・カネが動く、そういう仕組みの中に、そういう地域の課題であったり、地域の資源であったり、地域を元気にしていく、地域をにぎやかにしていく、そういうようなものを今回ひとつ政策的に、基本方針が決まりましたら、そういう施策が実行できるようなものにしていただければ、かなり今の成熟社会、人口減少社会に合った商売、小規模事業者のリアルな実態が見えてくるのではないかと。それが、また本物になってくるのではないかと、元気にしていく、一遍に大きな、何百万も、何千万も起業していくというより、小さなことでも複合型にして既存の事業をしながら、次の布石を打っていく、そういう政策が、これから必要ではないかと思ひまして、すごく長く言いましたけれども、そんなことをひとつ考えていただければありがたいなと思っております。

○岡村会長 ありがとうございます。

それでは、もう一方、御意見を伺う時間をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。活発な御意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。基本的に、きょう説明いたしました計画の内容について、基本的には、皆さん方、反対がない、そのとおりに進めろというふうに受け取らせていただきました。

また、具体的にめり張りをどうつけるかということで、特に政策情報が、実際の中小企業者まで徹底していないという声が非常に大きかったと思ひますし、また、長期にわたった考え方をしっかり持つようにというお話もございました。

加えて、女性の活用の問題についても、お話に触れたと思ひますが、その辺を少しまとめまして、長官のほうからコメントを申し上げたいと思ひます。

○北川長官 有益な御意見を頂戴して、まことにありがとうございます。

先ほど、資料の説明では、なかなかうまく申し上げにくかったところも少し申し

上げますと、まず、長期性ということでございます。これは、しっかりと方向をはっきりしてやるべきではないか。これは、このとおりであって、我々の今回の検討の大元と言いますか、そこは、ちょっとくどくて恐縮ですけれども、この資料の8ページの、これからの日本の人口動態というのは、ある意味明らかなわけございまして、移民政策をとるとか、そういうのを考えれば別ですけれども、基本的には明らかであって、その中で特に地方圏、地方圏という言い方がいいかどうかは別として、三大都市圏以外は、もっと極端になっていくと。

こういう中で、地域経済をどう考えるか、それを日本経済全体としてどう考えるかということなのだろうというふうに思っています。

先ほど委員の方から、経済政策そのものであるという御意見もいただきました。私どももそのような認識でおりまして、こういう人口動態、将来、例えばここでは2059年まで出ていますけれども、こういった中で、どういう地域づくり、あるいは国の経済をつくっていくのかということが、今回の議論の基本だと思っております。したがって、当然議論は長期的にならざるを得ないし、我々も長期的な解と言いますか、方向を示さないと答えにならないと思っております。

その上で、まだ我々なりいろいろ考えるところがございまして、それは、地域経済、特に中山間地とか漁村とか、そういう議論がありましたけれども、その応援をしていくというのが、我々の基本的な立場なのですが、それが果たして、日本国内で本当にそういうふうにコンセンサスができていくかどうかというところは、まだまだやってみなければわからないところであります。

三神委員から、前回の小委員会のときに言われたことなのですけれども、例えば政策当局者、あるいはそういった人は、関東地方の人ばかりなのではないかということで、首都圏の人かもしれません。そういう地域のこと、日本の津々浦々と口では言うけれども、本当にわかって考えているのですかというような問題提起もあります。確かに、そういった観点で、今まではともすれば、経済効率性がいいのか、悪いのか、日本の国際競争力上、それがいいのか、悪いのかと、そういう議論が大変多かったわけでございます。中小企業政策も、割合、これまでのところは、中規模の製造業といったところを、非常に長い間伝統的にターゲットにしてやってきたというのも、否めない事実なわけでございます。

そうした中で、そういった国際競争の中での、中規模製造業を応援すると、この基本姿勢は変わらないにせよ、その上で、特に地域の小規模事業をどのように応援していくのかというところは、また、これから、きょうの審議会の御議論では1つの方向が得られたと、私も思っておりますが、これをさらに世の中に出してみても、どのような御反応があるのか、それはまた、これから考えていきたいと思えます。

特に、女性、若者、それからリタイアしたシニア、そういったところをどうする

かというの、先ほどの人口全体の動きの中で考えていかなければならない、非常に重要な課題だと思っていますが、個別の政策が、果たしてそこにミートできているかどうかという問題もございすけれども、非常に重要な課題として考えてまいりたいと、このように思っております。

ITの話ですけれども、私も非常に期待をしておるのです。特に、若い人は、今、スマホの時代ですから、若い人はみんな持って、みんなやっているのですけれども、ある一定年齢以上は、そういうところがまだない。そこで、ICでやればいいじゃないかと、そこまで行っていないと、それをどうするか、もちろんビジネスチャンスであることも、大変な事実であって、世界中がお客さんに突然なるわけですから、そこもあるのですけれども、ここはまたどういうふうにしていくかというの、世の中の大きな流れですので、また考えていきたいと思ひます。また、次回までに、小委員会でもたまたお諮りした上で御相談申し上げたいと思ひます。

以上です。

○岡村会長 ありがとうございます。それでは、ここで、副大臣からコメントをいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○松島副大臣 きょうも活発な議論をありがとうございました。

伊藤委員が言われたことで、私もいつも感じているのと同じことがあったのですが、小規模事業と言ったときに、最初、会社をつくって、これからどんどん大きくしていこうという意欲満々みたいな方たちの、ある瞬間の小規模であることと、ずっとこれでいいのだ、大体何十年かやってきたし、跡取りがいなかったら、この分野も調子悪くなったら、自分もある意味でリタイアしていいのだと、こういう人、私は実を言うと、こういう廃業支援もすべきだと思ひている人間なのですけれども、早くやめられて自分はよかったと、ぐずぐずやっている仲間は、今、大変だとかおっしゃる方もいるので、そう思うのですが、そういう両方の軸足と、そして、また情報の伝達ということが、本当にどの委員会でも、委員でも言われるのですが、一般的な、つまり新しい税制とか、新しい補助金、補助金というのは、経産省だけでなく、厚生労働省とか、いろんな意味を含めた補助金だとか、あるいは、はっきり言って簿記のつけ方、金融の支援、そういうオーソドックスな、どの企業にも当てはまる、そういう情報の伝え方、支援の仕方と、もう一方で出てくる市場開拓だとか、どこと、どこをマッチングさせるとかいう、その部分の支援とは、また別の段階、別のジャンルだと思うのです。そのあたりもはっきり御認識して、この基本法なり、政策をつくっていきたいと思ひます。

それで、私、興味深く思ひましたのは、専門工事会社の場合とか、ものづくりの場合の技能の継承とか、これは、もう我が省だけでは、ある意味ではできないけれども、教育のシステム、ドイツのような、これは自民党の中の部会でも時々議論になるのです。みんなが高校へ行き、みんなが何となく大学に行くのがいいのか、そ

うではなくて、若いときに、戦前の日本だとか、あるいはドイツだとかの専門技術だとか、マイスターとか、そういうのを若いときに方向性を決めるとか、きょうはそういった大きな話を伺いましたのと、社労士の方から、法テラスの話が出ました。これは、私も法務の関係で関与したことがあるのですが、法テラスというのは、何かトラブルを抱えているときに、弁護士というのはお金がかかりそうだし、一体どこへ行っていいかわからないと、それで、いろんな場所で、何か法的な問題を隣の家との関係とか、漠然といろいろ思うのだけれども、ぶつけるときに、ただ同然でまず見てくれるところが法テラスで、これは、基本的に弁護士がいると。

でも、こっちの中小企業を何しようかというときは、金融支援もあるし、ほかのいろんな教えることも山ほどあるから、我々のほうで、商工会議所あるいは基盤整備機構のほうでワンストップのサービスをつくるわけですが、どういう資格を持った人がいれば、それで一発決まりというのがあるわけで、何でもかんでもわかっていなければいけないというところで結構大変にはなってくると思います。

今、長官も申しましたように、ある世代より若い人は、みんなパソコンを見ていれば基本的なことはわかるわけですし、そういったところのことは、ある程度は所与として、だけれども、その上に法律としてどう成り立てるか。

多くの方から、そして、こっちの行政のほうでも思っております、何年かもつ、何十年かもつ法律で、ただ、オリンピックの前につくった中小企業基本法、基本的にずっと持っているのが、これがいかななものだったかという気はしないでもないのですけれども、かなりもって、その中の基本計画、5年ごととなり、何年ごととなりという形をやはりつくっていくということ。その中に、社会政策的な地方の過疎の問題だとか、高齢化の商店街、さっき出たような問題だとかも踏まえながら、そう考え出すと、とてつもなく大変な法律をつくるような気もしてこないではないのですけれども、先生方から、委員の皆さんから伺ったお話を、極力最大限取り入れて、しっかりとつくってまいりたいと思っております。

きょうも本当にありがとうございました。

○岡村会長　ありがとうございました。

政務官、コメントがございましたら、よろしくお願いいたします。

○田中大臣政務官　活発な御議論をいただきまして、本当にありがとうございます。

今、いろいろな議論を聞いておりまして、様々な施策がある一方で、これが浸透し切れていないというお声があったかなと思います。確かにそのとおりだと思います。

まず、起業という部分に関しては、夢もあって、みずからいろいろな施策などをアクティブにとっていくわけですね。

そして経営がある程度安定してきて、いつの間にかぬるま湯状態になって、熱意も何も無くなっていく、そういう方が小規模事業者には多いかもしれません。

ここにもう一度、熱を吹き込まなければいけないということだと思うのです。まったくもう諦めて駄目だというのは、それは話になりませんが、いかに中間のところを活性化させていくか、これが地域の活性化にも当然つながっていくことでありますし、そういったところに、政策をしっかりと、また、商売はおもしろいのだ、まだまだいけるのだということを支援策とともに伝えていくというのは必要だと思います。

しかし考えてみると、基本法ができて50年経って、商工会議所や商工会、また、認定支援機関、いろいろなネットワークなどがあるわけですが、そういった団体や認定支援機関も含めて、ひょっとしたら熱が無くなってきてしまっているのではないかという気もいたします。

ですから、小規模事業者に特化したこの基本法を、やはり1つの大きなメッセージとして国も政府も、そしてまたすべてのそういったネットワーク、団体も、また、小規模事業者の皆様も頑張ってくださいというような気運は、絶対盛り上げることができると思うのです。それが、この50年経った今、新たにつくるという意味だというメッセージも合わせてしっかりと訴えていくことができたなら、政治の立場としてはいいのではないかと、今、感じました。

以上です。

○岡村会長　ありがとうございました。

どうぞ。

○磯崎大臣政務官　多角度からの御議論をいただいたなと思っております。小委員会でも、私、同じようなことを申し上げておりますけれども、やはりいろんな角度からの政策が必要なのだなということを、きょうお話を聞いて伺いました。

1つは、やはり個々の企業に対する支援、これは、恐らく今もやっておりますし、必要なのだろーと思います。

それから、藤田委員からお話がありましたように、やはりそれぞれ1つの企業ではなかなかうまくやっていけないという場合に、お互いに組んでやる対して、どう支援をしていくかという、こういう政策も必要だと思いますし、まさに、地域というものをどうしていくのか、まちづくりをどうしていくのか、やはり面での支援ということも当然必要ですので、やはりそういういろんな角度からの支援というのをやっていく必要があるのだと思いました。

そのときに、三神委員からお話がありましたように、まちづくりとか、中小企業のパワーアップという意味で、プロジェクトというものに対して支援をしていくという、こういう観点も恐らく必要なのだということを痛感いたしました。

それと、やはり、これも藤田委員が言われていたところですがけれども、地域貢献、地域資源、地域課題解決というお話がありましたけれども、まさに、中小・小規模企業というのは、弱いところは当然持っているところがありますけれども、何が強

みなのかと、やはりその強みというものを、どう政策的に支援をしていくかということも恐らく必要だと思いますので、まさに顔が見えるということは、地域の中小・小規模企業にとって非常に強みだと思いますので、そのものをどう生かしていく、そのためにどういう施策が必要なのかという、そういう方向性は、間違いなく必要だと思いました。

もう一つ、今回、まさに小規模企業の基本法ということでございますけれども、やはりともすれば、世の中の流れに対して、法というのは、どうしてもおくれがちになっていくと、そういった意味で、やはり今、小規模企業が抱えている課題というのは、まさに構造的な話ですし、将来を見据えたときに、どんどん人口が減っていくという、そういった中で、それをやはり先取りをして、何をしなければいけないのか、そのためにどういう長期的なスパンで基本計画をつくっていかなければいけないのかというのは、まさに小規模企業基本法というものの役割だろうと思っておりますので、これは、パッチ当ての後追い、後追いという、そういう法律ではなくて、まさにどうしなければいけないのかという、そのゴールを持った上での法律ということだと思いますので、まさに、今、やらなければいけないこともあるでしょうし、3年というものをスパンにしてやること、10年という長期をかけてやること、やはりそれもいろんな期間というものをスパンとして持って法律をつくっていかなければいけないということも、きょう皆様方の議論から非常に感じたというところでございます。

○岡村会長 ありがとうございます。それでは、長時間にわたりまして、大変貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございます。

特に、副大臣、政務官におかれましては、本当に最後までおつき合いをいただきまして、改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

きょう御議論いただきました点につきましては、事務局におきまして整理をさせていただきます。そして、その上で、今後の小規模企業基本政策小委員会のさらなる検討に生かしていきたいと考えております。

それでは、事務局から、今後の議論の進め方について説明をお願いいたします。

○蓮井課長 ありがとうございます。今後の検討予定でございますけれども、小規模企業基本政策小委員会の検討でございますが、今後、あと二、三度検討を予定しているところでございまして、そういうわけで、1月中に取りまとめが行われるということを念頭に置いております。

これを踏まえまして、来年でございますが、2月くらいにも再度本審議会での答申ということで開催させていただいて、取りまとめるべく御審議をお願いしたいと思っております。今後とも、何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

○岡村会長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。御協力い

ただきまして、まことにありがとうございました。